



発行
東京都

目次	14
----	----

○令和四年財政援助団体等監査の結果に関する報告
の公表……………（東京都監査委員）…

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、令和4年財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月23日

- | | |
|---------|-----------|
| 東京都監査委員 | 伊 藤 ゆ う |
| 東京都監査委員 | 伊 藤 こういち |
| 東京都監査委員 | 茂 垣 之 雄 |
| 東京都監査委員 | 岩 田 喜 美 枝 |
| 東京都監査委員 | 松 本 正 一 郎 |

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項及び東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号。以下「監査基準」という。）第19条第3項第1号から第3号までの規定に基づき、都が補助金の交付等を行っている団体に対し、その事業が補助等の目的に沿って適切に行われているか、並びに、法第199条第1項、第5項及び監査基準第19条第3項第4号の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、

- ① 補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）
- ② 出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）
- ③ 公の施設の指定管理者などである。

2 監査の対象

今回、監査を実施した団体は、表1のとおり、101団体である。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は財政援助団体等監査の実施を見送り、令和3年は規模を縮小して実施した。令和4年は、感染症拡大前と概ね同水準の規模となるよう団体数を設定した。

団体の選定に当たっては、

- 補助金等交付額が高額なこと
- 東京都政策連携団体など都との関連性が強いこと
- 監査を実施していない期間が、前回の監査から一定期間経過していることなどを勘案し選定した。

(表1) 監査実施団体及び所管局の一覧 (計101団体)

区分・団体名		所管局
補助金等交付団体 (89団体)		
学校法人等70団体		生活文化スポーツ局、福祉保健局
公益財団法人東京都福祉保健財団		福祉保健局、産業労働局、住宅政策本部
社会福祉法人等10団体		福祉保健局
公益財団法人東京都農林水産振興財団		産業労働局
東京多摩青果株式会社ほか3団体		中央卸売市場
八丈町商工会		産業労働局
社会福祉法人武蔵野会		福祉保健局
社会福祉法人養和会		福祉保健局
出資団体 (9団体)		
東京都公立大学法人		総務局
株式会社多摩ニュータウン開発センター		都市整備局
公益財団法人東京都環境公社		環境局、産業労働局、教育庁
東京都ビジネスサービス株式会社		産業労働局
東京都チャレンジプログラムトップベン株式会社		産業労働局
株式会社東京交通会館		交通局
東京水道株式会社		水道局
東京下水道エネルギー株式会社		下水道局
公益財団法人東京学校支援機構		教育庁
公の施設の指定管理者 (4団体)		
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (再掲)		産業労働局
公益財団法人東京動物園協会		建設局
公益財団法人東京都公園協会		建設局、環境局、港湾局
公益財団法人東京都道路整備保全公社		建設局

- 3 監査の期間
令和4年9月5日から令和5年2月3日まで
ただし、島しょの団体（八丈町商工会、社会福祉法人武蔵野会及び社会福祉法人養和会）については、令和4年4月に実施した。

- 4 監査対象範囲
原則として、令和2年度及び令和3年度の事業を対象に実施した。

- 5 監査の着眼点
監査の主な着眼点は、表2のとおりである。

(表2) 主な着眼点

区分	団体	所管局
補助金等 交付団体	○対象事業は、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているか。 ○補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○補助事業に関する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付は、適切に行われているか。
出資団体	○団体の事業は、出資又は出えんの目的・計画に沿って適切に運営されているか。 ○団体の会計経理等は、適正に行われているか。 ○費用対効果を踏まえた経営がなされているか。	○団体に対する指導監督は、適切に行われているか。 ○団体に対する補助金等交付・業務委託・財産貸付等は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	○公の施設の管理運営は、管理を行わせている趣旨に沿って、適切に行われているか。 ○管理業務に係る会計経理等は、適正に行われているか。	○指定管理業務に対する指導監督は、適切に行われているか。

- 6 監査の方法
監査に当たっては、監査基準に準拠し、団体及び所管局から事前に提出を受けた各種書類を確認するとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、団体及び所管局から説明の聴取を行うなどの方法により実施した。
団体区分ごとの検証・確認項目及び主な確認書類は、表3のとおりである。

(表3) 団体区分ごとの検証・確認項目等

区分	検証・確認項目	主な確認書類
補助金等 交付団体	(団体) ○補助対象事業の実施状況 ○補助金等で購入した財産・物品等の管理状況 ○補助金等に係る会計経理・金額算定の状況 (所管局) ○団体に対する指導監督状況 ○要綱等に基づいた補助金等交付手続 ○社会情勢に応じた補助金算定方法の見直し状況	○補助要綱 ○補助金交付関係書類 ○事業計画書 ○実績報告書 ○経理関係帳簿類 ○固定資産・財産等台帳
出資団体	(団体) ○団体の財務状況・事業実績 ○事業の実施状況(収益向上、費用削減、費用対効果) ○経営課題・リスク要因の把握に基づく事業の見直し状況 ○団体の契約・会計経理・財産管理等の状況 ○都から団体への業務委託について、委託理由及び必要性(再委託している場合、契約の競争性確保や再委託理由等) (所管局) ○団体に対する指導監督状況 ○都から団体への補助金等交付・業務委託・財産貸付状況 ○株主総会等への出席状況、株主等としての権利行使状況	○定款 ○中長期計画 ○事業計画書 ○実績報告書 ○財務諸表 ○経理関係帳簿類 ○固定資産・財産等台帳 ○補助金交付関係書類 ○各種契約書
公の施設の 指定管理者	(団体) ○施設管理業務の運営状況 ○施設の利用状況、サービスの提供・改善状況 ○指定管理業務に係る契約・会計経理・収入事務 ○指定管理業務の一部を第三者に委託している場合、契約の競争性確保や委託理由等 (所管局) ○団体に対する指導監督状況 ○委託料等の支出手続 ○指定管理者の経営努力促進のための状況確認	○協定書 ○事業計画書 ○実績報告書 ○経理関係帳簿類 ○固定資産・財産等台帳 ○各種契約書 ○指定管理に関する各種書類

7 技術面からの監査

今回の監査では、表4のとおり、技術面からの監査も併せて実施した。

(表4) 技術面からの監査の実施状況

監査実施団体名	監査の内容
東京下水道エネルギー株式会社	設備の安定供給、危機管理及び老朽化対策については、事業計画に基づき適切に進められているかなどを監査

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については正・改善すべきものが認められたので、表5、表6及び表7のとおり、19団体及び7局に対し、50件の指摘、8件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表1（団体別）及び別表2（区分別）のとおりである。

指摘金額（注）は約37億5,923万円であり、このうち主なものは、適正でない概算私の支出額約37億636万円、補助金の過大交付を指摘したものが約2,228万円などである。

（注）指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものであり、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

（表5） 指摘、意見・要望を行った団体・局数

区分・団体名	令和4年		（参考）令和元年	
	団体	局	団体	局
補助金等交付団体	13	4	26	3
学校法人等70団体	4	1	／	
社会福祉法人等10団体	8	1		
公益財団法人東京都農林水産振興財団	1	1		
東京多摩青果株式会社ほか3団体		1		
出資団体	4	2(3)	6	1
東京都立大学法人	1		／	
株式会社多摩ニュータウン開発センター	1			
公益財団法人東京都環境公社		(1)		
株式会社東京交通会館	1	1		
東京水道株式会社	1		／	
公益財団法人東京学校支援機構		1		
公の施設の指定管理者	2	1(4)	(1)	
公益財団法人東京都農林水産振興財団（再掲）	(1)	(1)	／	
公益財団法人東京動物園協会	1	1		
公益財団法人東京都公園協会	1	(1)		
公益財団法人東京都道路整備保全公社		(1)		
合計	19	7	32	4

（注1）「（再掲）」の団体は、他区分で計上しているため団体数には含まない。

（注2）同一局が、複数の団体に同じく指摘を受けている場合には、（ ）で表記し、合計数には含まない。

（注3）令和2年及び3年は監査実施を見送り又は簡化したため、令和元年との比較としている。

（表6） 指摘事項、意見・要望事項の団体別件数

区分・団体名	指摘		意見・要望		合計
	団体	局及び団体	局		
補助金等交付団体					
学校法人等70団体		4			4
公益財団法人東京都福祉保健財団					
社会福祉法人等10団体		8	1		9
公益財団法人東京都農林水産振興財団	2		1		3
東京多摩青果株式会社ほか3団体			1		1
八丈町商工会					
社会福祉法人武蔵野会					
社会福祉法人養和会					
出資団体					
東京都立大学法人	3			1	4
株式会社多摩ニュータウン開発センター	1			2	3
公益財団法人東京都環境公社			1		1
東京都ビジネスサービス株式会社					
東京都チャレンジプラストップン株式会社					
株式会社東京交通会館		1			1
東京水道株式会社		2			2
東京下水道エネルギー株式会社					
公益財団法人東京学校支援機構			4		4
公の施設の指定管理者					
公益財団法人東京都農林水産振興財団（再掲）	(2)		(1)		(3)
公益財団法人東京動物園協会	7	4	1		12
公益財団法人東京都公園協会	7	2		1	10
公益財団法人東京都道路整備保全公社			1	3	4
合計	22	19	9	8	58

（注）「（再掲）」の団体は、他区分で計上しているため団体数及び指摘件数には含まない。なお、当該指摘件数は、（ ）で表記する。

2 主な指摘及び意見・要望の事例

【補助金等】

保育施設に対する補助金が、加算対象となる児童数の算定誤りなどにより過大に交付されていた。

社会福祉法人等8団体、福祉保健局 p. 58

福祉保健局が保育施設を運営する社会福祉法人等に対して交付している東京都保育サービス推進事業補助金について、8団体が運営する12施設において、延長保育事業に対する加算対象児童の人数算定を誤ったことや、保育所地域子育て支援推進加算で実績のない事業が計上されていたことなどにより、合計約1,293万円が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求め、局に対しても、各団体への補助金返還請求を行うよう求めた。

また、局に対しては、保育施設への説明方法の改善を図るなど、補助金の公正かつ効率的な交付に努めるよう要望した。

【補助金等】

私立学校に対する補助金が、算定基礎の誤りなどにより過大に交付されていた。

学校法人4団体、生活文化スポーツ局 p. 34

生活文化スポーツ局が私立学校を運営している学校法人に対して交付している私立学校経常費補助金などについて、4団体において、本務教職員人件費支出等補助や、地域教育事業補助等で、補助要件を満たしていなかったことなどにより、合計約936万円が過大に交付されていた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

また、局に対し、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、各団体への返還請求を行うよう求めた。

(表7) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	令和4年			(参考) 令和元年		
		指摘	意見・要望	合計	指摘	意見・要望	合計
収入	会計処理 (収入)				1		1
	債権管理						
	収入 (その他)	4		4			
支出	契約 (仕様・積算)	2		2			
	契約 (履行確認)	1	1	2	2		2
	契約 (その他)	19	1	20	2	1	3
	会計処理 (支出)	3		3	2		2
財産	補助金等	15	1	16	34		34
	財産管理	1		1	2	1	3
	物品管理						
その他	情報管理						
	その他	5	5	10	1		1
合計		50	8	58	44	2	46

(注) 令和2年及び3年は監査実施を見送り又は縮小したため、令和元年との比較としている。

【補助金等】

四半期ごとに分割して概算払している運営費補助金について、精算時に第4四半期の交付額以上の返還が生じていた。

教育庁 p.242

教育庁が公益財団法人東京学校支援機構に対して四半期ごとに分割して概算払している運営費補助金について、第2四半期以降の交付に際し、庁が執行状況や次期の所要額の確認を行うことなく、年間計画どおり交付していたことにより、補助金の精算時には第4四半期の交付額以上の返還が生じていた。

そこで、庁に対し、分割交付ことでの執行計画及び執行状況を把握した上で、必要最小限度の交付額とするなど、概算払を適正に行うよう求めた。

【契約（履行確認）】

研究室に設置されているクレーンについて、点検の結果、整備の緊急性が「高」とされているにもかかわらず、ワイヤーロープの交換を行っていなかった。

東京都公立大学法人 p.117

東京都公立大学法人は、学生が研究活動で使用するため南大沢キャンパスの各研究室に設置しているクレーンについて、国が定めるクレーン等安全規則に基づき、一年以内ごとに一回、定期に委託による点検を行っている。

その点検結果への対応状況について見たところ、整備の緊急性度が、平成30年度から令和4年3月まで継続して「高」と判定されているクレーンについて、監査日現在、ワイヤーロープの交換を行っていなかった。

そこで、法人に対し、学生等の安全を確保し、重大な人身事故や設備の損傷等の未然防止を図るため、クレーンの点検結果への対応を速やかに行うよう求めた。

【その他】

動物園施設の階段に設置したベンチを、一度も使用することなく撤去していた。

建設局 p.281

建設局は、多摩動物公園内にあるライオンペンブス発着所の建て替え工事に当たって、建物2階から1階の乗降口に続くらせん階段の壁沿いに手摺りを、また、同階段の踊り場に来園者の一時的な休憩スペースとして木製ベンチを設置した。

しかしながら、工事が完了し、局から指定管理者である協会へ発着所が引き継がれた後、協会は、手摺りの利用が妨げられる恐れがあるとしてベンチを撤去した。

階段の手摺りを利用できるよう当初から想定すべきであったが、十分な検討がなされなかった結果、ベンチを一度も使用することなく撤去したことにより、23万5千798円3角（監査事務局試算）が不経済支出となった。

そこで、局に対し、動物園施設の整備に当たっては、来園者に配慮した施設とするため、施設の引継ぎ先となる指定管理者との連携を密に図り、十分に検討するよう求めた。

【その他】

都営駐車場における利用者の視点を重視した表示について（意見・要望事項）

建設局 p.332

大規模改修を終え、令和4年8月に再開場した八重洲駐車場の地下1階及び地下2階のトイレについて、監査日現在、新京橋駐車場など他の駐車場にあるような歩行者通路等からの認識が容易な壁面から張り出した表示板等がないため、トイレの正面まで行かなければ見つけることが困難な状況であった（注）。

そこで、局に対し、施設設置者として利便性・安全性等の側面から、施設の表示や案内表示の確認をするなど、利用者の視点を重視した表示について検討・対応するよう要望した。

（注）実地監査での指摘を受け、令和4年11月上旬までに、トイレの表示を追加するなどの対応済み

(別表1) 指摘事項、意見・要望事項一覧 (団体別)

【補助金等交付団体】

No.	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
学校法人等70団体 (生活文化スポーツ局、福祉保健局)			
1	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの	34
2	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (ア)	35
3	補助金等	私立学校経常費補助金を返還すべきもの (イ)	35
4	補助金等	私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの	36
社会福祉法人等10団体 (福祉保健局)			
5	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ア)	58
6	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (イ)	59
7	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ロ)	59
8	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ハ)	62
9	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ニ)	63
10	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ホ)	63
11	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ヘ)	64
12	補助金等	東京都保育サービスマニッシュ推進事業補助金を返還すべきもの (ロ)	64
13	補助金等	※補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について	65
公益財団法人東京都農林水産振興財団 (産業労働局)			
14	収入 (その他)	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの	76
15	補助金等	支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの	77
16	その他	分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの	78
東京多摩青果株式会社ほか3団体 (中央卸売市場)			
17	補助金等	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの	90

【出資団体】

No.	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
東京都公立大学法人 (総務局)			
18	契約 (履行確認)	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	117
19	契約 (その他)	契約変更手続を適切に行うべきもの	118
20	契約 (その他)	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの	119
21	その他	※金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について	120
株式会社多摩ニュータウン開発センター (都市整備局)			
22	契約 (その他)	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの	142
23	その他	※長期修繕計画について	144
24	契約 (その他)	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱いについて	146
公益財団法人東京都環境公社 (環境局、産業労働局、教育庁)			
25	契約 (仕様・積算)	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めるべきもの	162
株式会社東京交通会館 (交通局)			
26	収入 (その他)	駐車料金等の追加支払等精算を行うべきもの	195
東京水道株式会社 (水道局)			
27	契約 (その他)	通信設備工事単価契約について、指示を書面にて行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの	210
28	契約 (仕様・積算)	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの	213
公益財団法人東京学校支援機構 (教育庁)			
29	補助金等	運営費補助金に係る概算払を適正に行うべきもの	242
30	会計処理 (支出)	(委託料に係る概算払について) 概算払による適時適切な支出を行うべきもの	244
31	会計処理 (支出)	(委託料に係る概算払について) 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの	244
32	会計処理 (支出)	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの	248

【公の施設の指定管理者】

No.	区分	指摘事項件名	頁
公益財団法人東京動物園協会（建設局）			
33	契約（その他）	（指定店工事について） 緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの	263
34	契約（その他）	（指定店工事について） 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの	265
35	契約（その他）	（指定店工事について） 建設副産物の処分にあたり処分数量を適正に把握するとともに過大に支払った処分費について返還を求めるべきもの	266
36	契約（その他）	（指定店工事について） 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務やマニュアルを改定すべきもの	267
37	契約（その他）	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの	268
38	契約（その他）	動物脱出防止柵設備について仕稼書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的かつ適正に定め管理を適正に行うべきもの	272
39	その他	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの	276
40	契約（その他）	（更新未了となった排水設備について） 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの	277
41	契約（その他）	（更新未了となった排水設備について） テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの	279
42	契約（その他）	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて） 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの	281
43	契約（その他）	（ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて） 発生材の処分について履行確認を行うべきもの	282
44	契約（その他）	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの	283

No.	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
公益財団法人東京都公園協会（建設局）			
45	収入（その他）	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの	296
46	収入（その他）	瑞江緑地所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	296
47	契約（その他）	（契約変更について） 規程に従って契約事務を行うべきもの	297
48	契約（その他）	（契約変更について） 契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	298
49	契約（その他）	（契約変更について） 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	299
50	契約（その他）	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	300
51	その他	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの	302
52	財産管理	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの	303
53	その他	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	304
54	契約（履行確認）	※委託金額の支払要件の整理について	305
公益財団法人東京都道路整備保全公社（建設局）			
55	その他	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 都が実施する大規模改修について	327
56	その他	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 指定管理者が実施する中規模修繕について	329
57	その他	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 利用者の視点を重視した表示について	332
58	その他	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの	334

(別表2) 指箇事項、意見・要望事項一覧 (区分別)

【収入（その他） 4件】

No.	指箇事項件名	指箇先の局・団体名	頁
14	生産品の売上現金の管理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都農林水産振興財団	76
26	駐車料金等の追加支払等精算を行うべきもの	交通局 株式会社東京交通会館	195
45	浜離宮恩賜庭園の入園整理券に係る販売枚数の確認を適切に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	296
46	瑞江葬儀所使用料の徴収事務を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	296

【契約（仕様・積算） 2件】

No.	指箇事項件名	指箇先の局・団体名	頁
25	業務の実施状況に応じた契約変更を適切に行うとともに、過大な支出について返還を求めるべきもの	産業労働局	162
28	作業の内容、条件等を仕様書により明確にした上で、適切に契約手続を行うべきもの	東京水道株式会社	213

【契約（履行確認） 2件】

No.	指箇事項件名	指箇先の局・団体名	頁
18	クレーンの点検結果の対応を速やかに行うべきもの	東京都公立大学法人	117
54	※委託金額の支払要件の整理について	公益財団法人東京都公園協会	395

【契約（その他） 20件】

No.	指箇事項件名（※は意見・要望事項）	指箇先の局・団体名	頁
19	契約変更手続を適切に行うべきもの	東京都公立大学法人	118
20	要望を適切に把握し計画的に工事を行うべきもの	東京都公立大学法人	119
22	契約事務規程に基づき予定価額を設定すべきもの	株式会社多摩ニュータワソ開 発センター	142
24	※総合評価方式による契約及び特定契約の取扱について	株式会社多摩ニュータワソ開 発センター	146
27	通信設備工事単価契約について、指示を書面で行うとともに、数量を確認のうえ、支払を行うべきもの	東京水道株式会社	210
33	緊急に行う必要がない補修について通常の契約方法により行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	263
34	(指定店工事について) 不具合について漏れなく記録した上で適正な契約方法により補修を行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	265
35	(指定店工事について) 建設副産物の処分に応じ処分数量を適正に把握するとともに過大に支払った処分費について返還を求めるべきもの	公益財団法人東京動物園協会	266
36	(指定店工事について) 工事完了に当たり建設副産物の処分を確認するとともに維持管理事務マニュアルを改定すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	267
37	施設の安全確保に有効な工事を適正な契約方法により速やかに実施すべきもの	公益財団法人東京動物園協会	268
38	動物脱出防止柵設備について仕様書に保守の目的に沿った点検内容等を具体的なかつ適正に定め管理を適正に行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	272
40	(更新未了となった排水設備について) 更新未了の排水設備について対策を講じるべきもの	建設局	277
41	(更新未了となった排水設備について) テレビカメラ調査の契約手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	279
42	(ライオンバス発着所の乗降口に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて) 指定管理者との連携を密に図り来園者に配慮した施設となるよう十分な検討を行うべきもの	建設局	281

No.	指摘事項(件名)	指摘先の局・団体名	頁
43	(ライオンバス発着所の乗降日に続くらせん階段の踊り場に設置した木製ベンチについて) 発生材の処分について履行確認を行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	282
44	シャトルバス運行契約について適正に契約を締結するよう指導すべきもの	建設局	283
47	規程に従って契約事務を行うべきもの (契約変更について)	公益財団法人東京都公園協会	297
48	契約期間を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	298
49	(契約変更について) 契約金額を変更すべき契約について契約変更手続を適正に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	299
50	契約変更手続及び履行実績の確認を適正に行うとともに、過大に支払った清掃費について返還を求めるべきもの	公益財団法人東京都公園協会	300

【会計処理（支出） 3件】

No.	指摘事項(件名)	指摘先の局・団体名	頁
30	(委託料に係る概算私について) 概算私による適時適切な支出を行うべきもの	教育庁	244
31	(委託料に係る概算私について) 契約変更に伴う返還を速やかに行うべきもの	教育庁	244
32	契約変更に係る手続を適切に行うべきもの	教育庁	248

【補助金等 16件】

No.	指摘事項(件名)（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
1	私立学校經常費補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局 学校法人愛国学園	34
2	私立学校經常費補助金を返還すべきもの（ア）	生活文化スポーツ局 学校法人桃園学園	35
3	私立学校經常費補助金を返還すべきもの（イ）	生活文化スポーツ局 学校法人松かぜ学園	35
4	私立通信制高等学校經常費補助金を返還すべきもの	生活文化スポーツ局 学校法人科学技術学園	36
5	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ア）	福祉保健局 社会福祉法人こばと会	58
6	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（イ）	福祉保健局 社会福祉法人紫峰会	59
7	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ロ）	福祉保健局 社会福祉法人清心福祉会	59
8	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（エ）	福祉保健局 社会福祉法人妙果会	62
9	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（オ）	福祉保健局 社会福祉法人やすらぎ会	63
10	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（カ）	福祉保健局 社会福祉法人六路園	63
11	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（キ）	福祉保健局 社会福祉法人わらしこの会	64
12	東京都保育サービス推進事業補助金を返還すべきもの（ク）	福祉保健局 ベルカント保育園	64
13	※補助金の公正かつ効率的な交付に資する取組について 支援内容を明確に区分できる資料に基づき交付決定を行うべきもの	福祉保健局 公益財団法人東京都農林水産振興財団	65
15	きもの	中央卸売市場	77
17	補助事業の確認及び確定事務手続を適切に行うべきもの	教育庁	90
29	運営費補助金に係る概算私を適正に行うべきもの	教育庁	242

【財産管理 1件】		
No.	指摘事項件名	指摘先の局・団体名
52	管理運営業務によって取得する公有財産に係る取扱いを適正に行うべきもの	建設局 公益財団法人東京都公園協会

【その他 10件】

No.	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	指摘先の局・団体名	頁
16	分収林契約に係る解約契約を適切に見直し主伐事業へ移行するよう指導すべきもの	産業労働局	78
21	※金融債による資金運用に係るリスク管理及び財務諸表における開示について	東京都公立大学法人	120
23	※長期修繕計画について	株式会社多摩ニュータウン開発センター	144
39	基本協定に沿った会計処理を行うべきもの	公益財団法人東京動物園協会	276
51	消毒用薬品の使用を適切に行うべきもの	公益財団法人東京都公園協会	302
53	指定管理者管理運営業務の手引きに従って公園の占用許可事務を行うべきもの	建設局 公益財団法人東京都公園協会	304
55	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 都が実施する大規模改修について	建設局	327
56	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 指定管理者が実施する中規模修繕について	建設局	329
57	※（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 利用者の視点を重視した表示について	建設局	332
58	（八重洲駐車場ほか4駐車場における大規模改修及び中規模修繕について） 全面打診調査結果の対応を適切に行うべきもの	建設局	334

（参考）東京都政策連携団体及び指定管理者の評価制度について

1 東京都政策連携団体

都は、平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しを行い、都政との関連性に応じて「東京都政策連携団体」「事業協力団体」と改め、指定している。

このうち、東京都政策連携団体（以下、「団体」という。）については、経営目標評価制度を設けている。

この東京都政策連携団体経営目標評価制度は、団体の経営状況等を的確に把握し、これを適正に評価することにより、当該団体の自律的経営を促進するとともに、当該団体の経営責任及び所管局の指導監督責任を明確にすることを目的としている。また、その達成状況等の公表を通じて都民への説明責任を果たすとともに、団体の経営改革の促進を図ることも目的としている。

令和4年度は、団体が、令和3年度から令和5年度までの3年間で進める改革の取組をまとめた「第2期経営改革プラン」について、令和4年度の達成状況を都が評価し、東京都政策連携団体経営目標評価制度に係る評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見を踏まえ、評価（5段階：S、A、B、C、D）を決定した。

2 指定管理者

都は、指定管理者制度を導入した公の施設の管理運営状況について、施設所管局がそれぞれ評価委員会を設置し、第三者の視点を含めた評価を実施している。

指定管理者の管理運営状況に関する評価は、都と指定管理者が協定で合意した管理業務の実施及び安全管理、関係法令の遵守、個人情報保護といった指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していく。P D C Aサイクルを構築することで、都民サービスの向上を図っていくことを目的としている。

評価の目安は、次のとおりである。

評価区分	内容
S	管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
A	管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
B	管理運営が良好であった施設
C	管理運営に良好ではない点が認められた施設

第1 監査の目的
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	私立学校の経常的経費を対象とした補助金を交付している585団体のうち、学校法人68団体及び宗教法人2団体の計70団体（表1及び表2のとおり）	令和4年9月13日から同年10月24日まで（詳細は表1のとおり）	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業
局	生活文化スポーツ局及び福祉保健局	令和4年9月12日及び同年10月21日	

(表1) 監査対象団体及び団体別実施監査期間

監査日	団体名（注）
9月13日	ゆかり文化幼稚園 八王子キリスト学園 栃木学園 長姫傳田学園
9月14日	神田女子学園 瀧野川女子学園 昭島平田学園 園地龍谷学園
9月16日	普通士学園 佼成学園 豊城南学園 瀧澤徳徳学園 松本学園
9月20日	校成学園 豊城南学園 瀧澤徳徳学園 園松ふじ学園
9月22日	東亜学園 高等学校 自由学園 宗教法人圓福寺 東京吉野学園
9月26日	成徳学園 自由学園 修徳学園 東京純心女子学園
9月28日	富士見学園 杉並学院 修徳学園 東京純心女子学園
9月29日	村田学園 昭和第一学園 十文字学園 帝京大学
9月30日	帝京大学 駒澤大学 和光学園 青山学院
10月3日	東京電機大学 駒澤大学 和光学園 青山学院
10月4日	東京女子学園 日白学園 和光学園 青山学院
10月6日	曉星学園 育英学院 共栄学園 東星学園
10月7日	文化杉並学園 育英学院 大東文化学園 浦攻玉社学園
10月12日	豊葉学園 聖心女子学院 中村学園 園松かせ学園
10月13日	淑徳学園 帝京大学 園啓明学園 園松かせ学園
10月14日	聖ドミニコ学園 中野学園 技原学園 園松かせ学園
10月17日	早稲田高等学校 科学技術学園 技原学園 園松かせ学園
10月18日	国際基督教大学 森蔵寺学園 彌馬みどり学園 園松かせ学園
10月19日	みんなのひろば大志学園 清田学園 園松かせ学園
10月20日	工学院大学 上野学園 清田学園 園松かせ学園
10月21日	沖永学園 上野学園 清田学園 園松かせ学園
10月24日	早稲田大学 八雲学園 愛国学園 宗教法人八幡神社

(注) 宗教法人圓福寺及び宗教法人八幡神社を除き、学校法人名。以下同様。

第3 補助金等交付団体別監査結果

区 分	団体数	補助金交付額	
		令和2年度	令和3年度
今回監査対象 (A)	70	25,385	25,521
全 体 (B)	585	143,371	144,639
比 率 (A/B)	12.0	17.7	17.6

(表2) 監査対象とした補助金の交付状況 (令和4年5月1日現在) (単位:百万円、%)

2 団体の概要

学校法人は、私立学校法 (昭和24年法律第270号) により設立された法人であり、教育基本法 (平成18年法律第120号) 及び学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づき、私立学校を設置し、運営している。

また、学校教育法附則第6条において、私立の幼稚園は、当分の間、学校法人によって設置されることを要しないと規定されており、宗教法人等も私立幼稚園を設置し、運営している。

監査対象とした学校法人 (68団体) 及び宗教法人 (2団体) が設置する補助対象学校 (153校) は、表3のとおりである。

(表3) 監査対象団体が設置する学校 (補助対象学校のみ) (令和3年5月1日現在)

団体名	設置学校名				校数
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等	定員数	
神田女学園	神田女学園高等学校 (定員 1,200)	神田女学園中学校 (定員 300)	神田女学園小学校 (定員 100)	2	2
曉星学園	曉星高等学校 (定員 600)	曉星中学校 (定員 600)	曉星幼稚園 (定員 224)	4	4
東京電機大学	東京電機大学高等学校 (定員 750)	東京電機大学中学校 (定員 450)	東京電機大学附属小学校 (定員 480)	2	2
雙葉学園	雙葉高等学校 (定員 540)	雙葉中学校 (定員 540)	雙葉小学校 (定員 100)	2	2
村田学園	広尾学園小石川高等学校 (定員 446)	村田女子学院中学校 (定員 120)	村田女子学院小学校 (定員 100)	2	2
聖心女子学院	聖心女子学院高等科 (定員 360)	聖心女子学院中学校 (定員 360)	聖心女子学院初等科 (定員 720)	3	3
東京女子学園	東京女子学園高等学校 (定員 600)	東京女子学園中学校 (定員 360)	東京女子学園小学校 (定員 360)	2	2
普通士学園	普通士学園高等学校 (定員 406)	普通士学園小学校 (定員 360)	普通士学園幼稚園 (定員 224)	2	2
工学院大学	工学院大学附属高等学校 (定員 870)	工学院大学附属中学校 (定員 315)	工学院大学附属小学校 (定員 315)	2	2
目白学園	目白研心高等学校 (定員 780)	目白研心中学校 (定員 300)	目白研心小学校 (定員 300)	2	2
早稲田高等学校	早稲田高等学校 (定員 900)	早稲田中学校 (定員 900)	早稲田小学校 (定員 360)	2	2
淑徳学園	淑徳 S C 高等学校 (定員 432)	淑徳 S C 中等部 (定員 432)	淑徳 S C 小学校 (定員 432)	2	2
昭和第一学園	昭和第一高等学校 (定員 840)	昭和第一中学校 (定員 240)	昭和第一小学校 (定員 240)	1	1
上野学園	上野学園高等学校 (定員 480)	上野学園中学校 (定員 240)	上野学園小学校 (定員 240)	2	2
中村学園	中村高等学校 (定員 372)	中村中学校 (定員 372)	中村小学校 (定員 372)	2	2
攻玉社学園	攻玉社高等学校 (定員 720)	攻玉社中学校 (定員 720)	攻玉社小学校 (定員 720)	2	2
八雲学園	八雲学園高等学校 (定員 444)	八雲学園中学校 (定員 432)	八雲学園小学校 (定員 432)	2	2
駒沢学園	駒沢学園女子高等学校 (定員 720)	駒沢学園女子中学校 (定員 240)	駒沢学園女子小学校 (定員 240)	3	3
成徳学園	下北沢成徳高等学校 (定員 792)	成徳中学校 (定員 240)	成徳小学校 (定員 240)	2	2
聖ドミニコ学園	聖ドミニコ学園高等学校 (定員 240)	聖ドミニコ学園中学校 (定員 240)	聖ドミニコ学園小学校 (定員 240)	4	4
和光学園	和光高等学校 (定員 720)	和光中学校 (定員 480)	和光小学校 (定員 480)	6	6
科学技術学園	科学技術学園高等学校 (定員 480)	科学技術学園中学校 (定員 480)	科学技術学園小学校 (定員 480)	2	2
青山学院	青山学院高等学校 (定員 1,500)	青山学院中等部 (定員 720)	青山学院初等部 (定員 768)	4	4
沖永学園	帝京八王子高等学校 (定員 360)	帝京八王子中学校 (定員 120)	帝京八王子小学校 (定員 240)	4	4
富士見学園	富士見高等学校 (定員 1,350)	富士見中学校 (定員 480)	富士見小学校 (定員 480)	2	2
中野学園	明治大学付属中野高等学校 (定員 1,350)	明治大学付属中野中学校 (定員 810)	明治大学付属中野小学校 (定員 810)	4	4
東亜学園	東亜学園高等学校 (定員 1,215)	東亜学園中学校 (定員 600)	東亜学園小学校 (定員 600)	1	1
杉並学院	杉並学院高等学校 (定員 1,250)	杉並学院中学校 (定員 600)	杉並学院小学校 (定員 600)	1	1
校成学園	校成学園高等学校 (定員 840)	校成学園中学校 (定員 450)	校成学園小学校 (定員 450)	5	5
文化杉並学園	文化学園大学杉並高等学校 (定員 860)	文化学園大学杉並中学校 (定員 340)	文化学園大学杉並小学校 (定員 340)	2	2
育英学院	育英学院高等学校 (定員 90)	育英学院中学校 (定員 90)	育英学院小学校 (定員 180)	5	5

団体名	設置学校名				
	高等学校	中学校	小学校、幼稚園等	校数	
	定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)	定員 (人)	校数
自由学園山手学園高等科	360	自由学園男子部中学校	120	自由学園初等部	5
十文字学園高等学校	1,104	十文字中学校	150	自由学園幼児生園幼稚園	—
豊南学園豊南高等学校	1,500	—	720	—	2
桜丘高等学校	1,080	桜丘中学校	240	豊南幼稚園	80
2	—	—	—	—	2
灘野川女子学園高等学校	840	灘野川女子学園中学校	840	—	—
2	—	—	—	—	2
城北学園城北高等学校	1,050	城北中学校	840	—	—
2	—	—	—	—	2
大東文化学園大東文化大学第一高等学校	1,050	—	—	大東文化大学附属青陽幼稚園	200
2	—	—	—	—	2
帝京学園帝京高等学校	774	帝京中学校	480	—	—
2	—	—	—	—	2
帝京大学帝京大学高等学校	480	帝京大学中学校	380	帝京大学小学校 帝京大学幼稚園	480 200 170
5	—	—	—	—	5
淵徳学園淵徳女子高等学校	735	—	—	—	—
1	—	—	—	—	1
共栄学園共栄学園高等学校	1,650	共栄学園中学校	500	共栄幼稚園	160
3	—	—	—	—	3
修徳学園修徳高等学校	960	修徳中学校	240	—	—
2	—	—	—	—	2
愛国学園愛国高等学校	1,080	愛国中学校	240	—	—
2	—	—	—	—	2
東京純心女子学園東京純心女子高等学校	420	東京純心女子中学校	420	—	—
2	—	—	—	—	2
国際基督教大学国際基督教大学高等学校	720	—	—	—	—
1	—	—	—	—	1
啓明学園啓明学園高等学校	315	啓明学園中学校	315	啓明学園初等学校 啓明学園幼稚園	360 180
4	—	—	—	—	4
日本文藝学園文藝女子高等学校	774	—	—	—	—
1	—	—	—	—	1
東星学園東星学園高等学校	180	東星学園中学校	180	東星学園小学校 東星学園幼稚園	420 180
4	—	—	—	—	4
ゆかり文化幼稚園	—	—	—	ゆかり文化幼稚園	300
1	—	—	—	—	1
関口学園	—	—	—	明昭幼稚園 明昭第二幼稚園	150 280
2	—	—	—	—	2
松本学園	—	—	—	武蔵野中央幼稚園 幼児連携型認定こども園 さくら幼稚園	320 288 288
3	—	—	—	—	3
清田学園	—	—	—	武蔵野中央第二幼稚園 葛飾若草幼稚園	335
1	—	—	—	—	1
浦野学園	—	—	—	八王子すみれ幼稚園 藤島すみれ幼稚園	175 285
2	—	—	—	—	2
みんなのひろば	—	—	—	勝幼幼稚園	420
1	—	—	—	—	1
宗教法人八幡神社	—	—	—	大和八幡幼稚園	320
1	—	—	—	—	1
宗教法人圓高寺	—	—	—	如意輪幼稚園	400
1	—	—	—	—	1
八王子キリスト学園	—	—	—	八王子幼稚園	105
1	—	—	—	—	1
森蔵寺学園	—	—	—	淡島幼稚園	140
1	—	—	—	—	1
萩原学園	—	—	—	鶴川若竹幼稚園	360
1	—	—	—	—	1
桃園学園	—	—	—	桃園幼稚園	105
1	—	—	—	—	1
しらふじ学園	—	—	—	白ふじ幼稚園	315
1	—	—	—	—	1
昭島平田学園	—	—	—	あけの星幼稚園	105
1	—	—	—	—	1
聖地龍谷学園	—	—	—	江東学園幼稚園	200
1	—	—	—	—	1
松かぜ学園	—	—	—	れいがん寺幼稚園	140
1	—	—	—	—	1
練馬みどり学園	—	—	—	田柄幼稚園	420
1	—	—	—	—	1
長姫傳田学園	—	—	—	おさひめ幼稚園	350
1	—	—	—	—	1
東京吉野学園	—	—	—	みそら幼稚園	210
1	—	—	—	—	1
大志学園	—	—	—	武蔵野学芸専門学校	120
1	—	—	—	—	1

4 都との関係

(1) 補助金の概要

私立学校等への補助金の大半を占めているのは、表4のとおり、私立学校経常費補助金であり、教職員の人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費を補助対象としており、一般補助及び特別補助からなっている。

一般補助とは、各学校の基礎数値（学級数、教職員数、幼児（生徒）数等）に学校制単価、学級制単価、教職員制単価、幼児（生徒）制単価の各補助単価を乗じて算出した額に基づき交付するものである。

特別補助とは、特定の目的のために補助を行うものであり、個別の補助項目ごとに算出した額に基づき交付するものである。特別補助には、地域教育事業補助、授業料減免制度に基づく補助、40人学級編成推進に係る補助等がある。

また、私立幼稚園預かり保育推進補助金や私立高等学校都内生就学促進補助金等の個別の要綱に基づき交付する補助金がある。

(2) 補助金の交付目的

都は、私立学校の教育条件の維持や向上、私立学校に在学する児童、生徒及び幼児に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高めるため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）に基づき、私立学校経常費補助金交付要綱等により、学校法人等に対して補助金を交付している。

(3) 監査対象団体に対する補助金の交付額

今回、監査対象とした学校法人等70団体に対する補助金別の交付額は、表4のとおり、令和2年度が253億8,571万余円、令和3年度が255億2,100万余円であり、団体別の補助金交付額は、表5のとおりである。

(表4) 監査対象団体(学校法人等70団体)に対する補助金別の交付額 (単位: 千円)			
項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
私立学校経常費補助金	20,935,584	21,128,825	21,310,595
私立特別支援学校等経常費補助金	83,104	105,840	112,696
私立通信制高等学校経常費補助金	13,361	10,473	11,680
経常費補助金計 (A)	21,032,049	21,245,138	21,435,171
私立幼稚園特別支援教育事業費補助金 障害児の通園する幼稚園に対し特別支援教育の教育条件の維持・向上に資するための経費を補助	3,136	784	2,352
私立幼稚園預かり保育推進補助金 自園児を幼稚園内で過ごさせる預かり保育に要する経費を補助	42,120	35,305	43,010
私立幼稚園等環境整備費補助金 遊具等環境整備に要する経費を補助	5,561	5,713	6,080
私立幼稚園等特色教育等推進補助金 特色ある幼児教育の実施に要する経費を補助	349	1,000	909
私立幼稚園等教育体制支援事業費補助金 幼稚園教諭等の処遇の改善に要する経費を補助			201
園務改善のためのICT化支援事業補助金 園務改善のためのICT化促進に係る経費を補助	96	567	1,157
私立幼稚園教育水準向上支援事業費補助金 保護者や地域からのニーズに応じた、質の高い幼児教育を提供するための経費を補助			2,242
私立学校安全対策促進事業費補助金 校舎等の耐震改修工事等に要する経費を補助	16,169	—	—
産業・理科教育施設整備整備費補助金 産業教育施設及び理科教育施設等に基づく図書館の対価となつた施設、設備等に要する経費を補助	7,305	3,004	3,859
私立学校修学旅行キャンセル料等支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の影響で修学旅行を中止・延期した場合に発生したキャンセル料等の経費を補助			12,402
私立学校運動場芝生化事業補助金 屋外運動場の芝生化に必要となる工事等の経費を補助	58,201	—	—
私立学校運動場芝生化維持管理経費補助金 芝生化実施後に必要な維持管理作業に要する経費を補助	255	930	632
私立小中学校等就学支援証事業費補助金 私立の小中学校等に通う児童生徒の授業料に充てため、学校設置者に対し支給	18,700	16,300	15,600
私立高等学校部内生就学促進補助金 私立高等学校の部内生立中学生に対する就学促進及び広く生徒募集等に係る広報活動の促進に要する経費を補助	94,381	91,364	86,652

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
私立高等学校等就学支援金学校事務費補助金 就学支援金の支給に伴う私立高等学校等の事務に要する経費を補助	45,684	48,996	48,682
私立高等学校等就学支援金 私立高等学校等に通う生徒の家庭の教育費負担を軽減する就学支援金を、学校設置者に対し支給	2,679,399	3,924,274	3,848,207
私立専修学校教育振興費補助金 私立専修学校の高等課程に係る運営費を補助	8,937	9,245	11,399
私立専修学校授業料等減免費用負担金 学校設置者が授業料等の減免を行うために要する経費を交付		590	—
私立学校等結核予防費補助金(注) 学校が行う結核の定期健康診断に要する経費を補助	2,629	2,505	2,451
その他補助金計 (B)	2,982,924	4,140,579	4,085,837
合計 (A) + (B)	24,014,974	25,385,718	25,521,009

(注) 福祉保健局所管の補助金である。

(表5) 団体別補助金交付額

(単位：千円)

番号	団体名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		経常補助金	その他補助	経常補助金	その他補助	経常補助金	その他補助
1	神田女子学園	302,282	36,726	338,979	314,368	378,686	356,338
2	曉星学園	519,032	8,908	527,940	504,210	517,078	499,327
3	東京電機大学	456,684	63,153	519,738	468,889	555,546	473,929
4	雙葉学園	441,765	10,435	452,201	472,255	486,647	477,891
5	村田学園	198,174	35,632	233,807	189,523	229,225	252,830
6	聖心女子学院	435,927	6,291	442,209	439,056	449,940	434,644
7	東京女子学園	255,854	23,001	278,855	228,217	252,518	218,750
8	普通士学園	266,664	15,485	285,150	272,136	292,578	279,729
9	工学院大学	445,827	75,293	521,121	443,738	543,810	433,538
10	目白学園	391,810	80,995	472,805	398,647	521,422	404,968
11	早稲田高等学校	462,566	40,345	502,911	473,217	625,028	483,252
12	早稲田大学	505,591	76,377	581,969	517,631	626,899	522,701
13	淑徳学園	219,831	30,039	249,870	203,283	236,428	209,997
14	昭和一高学園	313,816	127,327	441,143	322,146	514,297	324,108
15	上野学園	305,710	73,916	379,625	299,134	413,149	306,459
16	中村学園	246,065	17,084	263,149	250,755	274,295	256,282
17	攻玉社学園	504,871	19,655	524,525	514,533	548,204	519,809
18	八雲学園	321,598	16,991	338,590	337,556	364,993	340,855
19	駒澤学園	295,505	41,846	337,351	317,923	384,307	320,522
20	成徳学園	225,767	31,317	258,085	215,172	295,574	211,005
21	聖マリア学園	365,118	7,382	372,500	370,191	381,082	372,492
22	和光学園	700,554	73,051	773,605	719,054	835,095	752,629
23	科英技術学園	188,495	199,645	388,140	191,003	420,652	184,737
24	青山学院	827,300	47,588	874,889	824,308	896,132	832,172
25	沖永学園	312,937	42,012	354,950	304,336	363,724	289,670
26	富士見丘学園	294,409	21,859	316,269	294,530	41,351	335,881
27	中野学園	984,350	124,976	1,109,325	964,516	1,139,185	914,905
28	暹羅橋学校	433,939	111,069	545,009	431,414	572,070	430,600
29	杉並学院	421,999	101,385	523,384	419,197	572,498	428,541
30	佼成学園	811,927	92,007	903,934	844,910	983,819	883,895
31	文化並学園	427,122	89,843	516,965	479,692	152,941	632,534
32	青英学院	210,824	7,010	217,834	235,332	4,826	240,158
33	自由学園	389,191	89,714	478,905	383,292	33,386	416,652
34	十文字学園	573,500	61,137	639,637	520,855	75,097	596,952
35	豊南学園	311,696	106,093	417,789	334,340	165,275	499,616
36	桜丘	479,613	111,352	590,965	504,710	157,514	662,225

(単位：千円)

番号	団体名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		経常補助金	その他補助	経常補助金	その他補助	経常補助金	その他補助
37	豊野川女子学園	350,905	48,699	399,676	338,865	416,274	332,740
38	城北学園	572,572	52,123	624,696	573,789	643,631	586,433
39	大東文化学園	380,043	110,521	490,564	397,401	514,349	411,811
40	帝京学園	431,015	90,069	521,085	439,637	154,422	594,059
41	帝京大学	517,887	37,468	555,356	537,887	584,923	530,175
42	調徳学園	281,353	67,785	349,149	293,562	113,913	407,476
43	共栄学園	436,217	117,203	553,421	438,934	170,799	609,734
44	修徳学園	411,674	85,810	497,484	420,455	123,977	544,433
45	愛国学園	439,077	71,922	510,999	446,311	95,257	541,569
46	東京純心女子学園	224,936	15,435	240,371	221,082	21,448	242,530
47	開明義塾大学	233,416	41,369	334,785	289,375	343,535	292,991
48	啓明学園	342,242	44,571	386,813	356,313	62,053	418,357
49	日本文芸学園	197,526	30,236	227,762	194,498	42,425	236,923
50	東星学園	254,167	14,255	268,422	268,844	18,718	287,562
51	ゆめ文化学園	49,509	73	49,584	50,788	-	50,788
52	関口学園	118,144	395	118,539	123,683	515	124,198
53	松本学園	109,983	13,215	123,198	101,355	2,965	104,321
54	清田学園	62,426	21	62,447	60,777	164	60,941
55	浦野学園	77,905	1,670	79,575	79,920	2,165	82,057
56	みなのりょうば	90,462	-	90,462	100,062	396	100,458
57	(宗)八幡神社	24,638	2,130	26,768	23,642	2,350	25,992
58	(宗)圓福寺	41,319	-	41,319	34,070	-	34,070
59	凡人社入学園	16,932	1,450	18,382	18,156	1,402	19,589
60	森蔵学園	22,177	920	23,097	22,835	486	23,322
61	秋原学園	60,899	1,230	62,129	62,093	665	62,759
62	桃園学園	21,904	1,520	23,424	22,673	919	23,592
63	しるべじ学園	54,479	-	54,479	56,582	-	56,582
64	昭島市立学園	31,216	1,670	32,885	32,824	1,443	34,268
65	築地園学園	34,505	1,394	35,899	35,709	1,211	36,920
66	松みぎせ学園	33,975	920	34,895	32,965	773	33,739
67	種島どり学園	61,967	56	62,023	53,643	-	53,643
68	長蛇館田学園	54,884	246	55,130	57,657	194	57,851
69	東京吉祥学園	44,571	2,385	46,957	54,647	1,460	56,107
70	大志学園	-	8,327	8,327	-	9,835	9,835
合 計		21,032,049	2,982,924	24,014,974	21,245,138	4,140,579	25,385,718

(注) 千円未満を切り捨てているため、合計が一致しない場合がある。

第3 監査の結果 1 補助対象事業の執行に関する事項 各団体の補助対象事業について、主に、その目的に沿って適切に行われているかなどの着眼点から、総勘定元帳、伝票、証ひょう等を抽出により検証した。 その結果、別項のとおり指摘事項が認められた。 2 指摘事項 (1) 局及び団体 ア 私立学校経常費補助金を返還すべきもの 生活文化スポーツ局は、私立学校経常費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 学校法人用（高・中・小）」（以下「手引き」という。）により、本務教職員人件費支出等を補助対象経費として補助金を交付している。 手引きによると、本務教職員としての要件は、表6のとおりである。 令和2年度及び令和3年度の学校法人愛国学園（以下「法人」という。）の愛国高等学校における本務教職員について確認したところ、両年度ともに1名の教員が、法人の加入している私立学校共済組合に未加入であることが認められた。 このため、補助金が令和2年度は224万6,800円、令和3年度は642万2,800円過大に交付されている。 法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、法人に対し、補助金の返還を求められたい。 (学校法人愛国学園) (生活文化スポーツ局) (表6) 本務教職員としての要件 <table><tr><td>1</td><td>基準日現在、当該学校法人に正規の教職員として雇用されている。</td></tr><tr><td>2</td><td>当該学校法人が加入している私立学校共済組合等に参加している。</td></tr><tr><td>3</td><td>当該学校に一週間当たり5日以上勤務している。</td></tr><tr><td>4</td><td>教諭等の職に就いており、当該学校種の普通免許状を有する等の職種要件を満たしている。</td></tr></table>	1	基準日現在、当該学校法人に正規の教職員として雇用されている。	2	当該学校法人が加入している私立学校共済組合等に参加している。	3	当該学校に一週間当たり5日以上勤務している。	4	教諭等の職に就いており、当該学校種の普通免許状を有する等の職種要件を満たしている。	イ 私立学校経常費補助金を返還すべきもの 生活文化スポーツ局は、要綱により、交付年度において幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、私立学校経常費補助金の中の地域教育事業補助として、表7のとおり、対象事業数に基づき補助金を交付している。 この補助については、「私立学校教育助成金調査表（A表・B表）記入の手引き 学校法人用（幼稚園）」によれば、「年間を通じて行っていること（少なくとも1学期1回以上、年3回以上実施）」が交付要件となっている。 また、局は、「新型コロナウイルス感染症に関する私立学校教育助成金調査票について（特別補助関係）」により学期要件（1学期に1回以上）を緩和し、令和3年度実績については、通年で3回以上実施すれば補助要件を満たすものとし、令和2年度実績については、1学期及び2学期において1回以上、年2回実施し、令和3年1月7日発令の緊急事態宣言などを踏まえ3学期に実施できなかった場合は、事業を中止したことが分かる資料をもって補助要件を満たすものとしている。 そこで、学校法人における地域教育事業補助の状況を見たところ、下記のとおり、適正でない事例が認められた。 各学校法人は、過大に交付された補助金を返還されたい。 局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、各学校法人に対し、補助金の返還を求められたい。 (ア) 学校法人桃園学園は、桃園幼稚園における令和3年度の地域教育事業補助により、①子育て親子の交流の場の提供と交流事業、②子育て等に関する相談・援助、③地域の子育て関連情報の提供の3事業を実施する予定として90万円（単価30万円×3事業）の補助金の交付を受けていたが、①の事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、通年で3回以上実施の補助要件を満たしていなかったことが認められた。 これにより、令和3年度において30万円の補助金が過大に交付されている。 (イ) 学校法人松かぜ学園は、れいがん寺幼稚園における令和2年度の地域教育事業補助により、子育て親子の交流の場の提供と交流事業を実施する予定として30万円（単価30万円×1事業）の補助金の交付を受けていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度中は事業を中止していたことが認められた。 これにより、令和2年度において30万円の補助金が過大に交付されている。 (学校法人桃園学園) (学校法人松かぜ学園) (生活文化スポーツ局)
1	基準日現在、当該学校法人に正規の教職員として雇用されている。								
2	当該学校法人が加入している私立学校共済組合等に参加している。								
3	当該学校に一週間当たり5日以上勤務している。								
4	教諭等の職に就いており、当該学校種の普通免許状を有する等の職種要件を満たしている。								

公益財団法人東京都福祉保健財団

(表7) 地域教育事業補助の事業分類

①子育て親子の交流の場の提供と交流事業
②子育て等に関する相談、援助（育児相談など）
③地域の子育て関連情報の提供（園作成の子育て情報誌の配布など）
④子育て及び子育て支援に関する講習等（講習会の開催など）
⑤その他（学期毎に異なる分類の事業を実施する場合など）

(注) 各事業分類ごとに1事業まで、最大3事業を補助対象とし、補助単価は、1事業につき30万円。

ウ 私立通信制高等学校経常費補助金を返還すべきもの

生活文化スポーツ局は、私立通信制高等学校経常費補助金交付要綱により、広域の通信制の課程を置く私立高等学校に対して、交付年度の7月1日現在の都内在住生徒数に基づき、補助金を算出し、交付している。

学校法人科学技術学園の科学技術学園高等学校（通信制）に対する補助金の交付状況を見たところ、令和2年度及び令和3年度において、補助金額の算定基礎となる都内在住生徒数に都外在住生徒がそれぞれ1名ずつ含まれていたことが認められた。

これにより、両年度において都内在住生徒1名分の単価である4万3,100円ずつ、計8万6,200円の補助金が過大に交付されている。

学校法人科学技術学園は、過大に交付された補助金を返還されたい。
局は、補助金の交付に係る審査を適正に行うとともに、学校法人科学技術学園に対し、補助金の返還を求められたい。

(学校法人科学技術学園)
(生活文化スポーツ局)

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金等を交付している団体について、対象事業が補助等の目的に沿って適切に行われているかを監査する。
あわせて、同法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導・監督が適切に行われているかを監査する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

区分	監査の対象	実施監査期間	監査の範囲
団体	公益財団法人東京都福祉保健財団	令和4年10月14日から同月28日まで	令和2年度及び令和3年度の補助対象事業等
局	福祉保健局 産業労働局 住宅政策本部	令和4年10月13日及び同月31日	

2 団体の概要

設立の目的	福祉保健医療を担う人材の育成、利用者のサービス選択の支援及び福祉保健システムの適正な運営の支援等に関する事業並びに山谷地域に居住する日雇労働者の生活向上の支援に関する事業を行い、都民の福祉保健医療の向上と都民本位の開かれた福祉保健医療の実現に寄与すること
主な沿革	昭和48年4月 財団法人東京都社会福祉振興財団設立（経緯：千代田区神田）
	平成2年4月 事務局を千代田区神田カトリック街へ移転
	平成6年2月 事務局を新宿区歌舞伎町へ移転
	平成9年4月 財団法人東京都地域福祉財団と名称変更
	平成14年3月 財団法人東京都老人総合研究所と統合し、財団法人東京都高齢者研究・福祉振興財団へ改組（経緯：都庁移転）
	平成21年4月 財団法人東京都福祉保健財団と名称変更（経緯：都庁移転）
	平成24年4月 都の公益認定を受け、公益財団法人へ移行
	平成26年7月 事務局を新宿区西新宿へ移転
	令和3年4月 公益財団法人城北労働・福祉センター（以下「旧城北」という。）と合併

事業の概要	・ 福祉保健医療人材の育成に関する事業 ・ 福祉保健医療に関する相談及び情報提供並びに福祉サービス評価に関する事業 ・ NPO法人及び社会福祉法人等に対する支援事業 ・ 日雇労働者に対する無料職業紹介等の就労支援に関する事業 ・ 日雇労働者に対する生活総合相談等の生活向上に関する支援事業 ・ 行政職員等研修及び行政機関支援に関する事業 ・ その他法人の目的を達するために必要な事業
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル
組織	事務局、城北労働・福祉センター
人員	役員12名（理事長1名、理事10名、監事1名、理事及び監事は非常勤） 職員176名
出えん（表1）	基本財産として5億100万円のうち100万円（0.2%） 取崩し型出えん金として72億余円（令和3年度末）
補助金（表2）	38億9,717万余円（うち旧城北3億4,607万余円・令和2年度交付額） 41億7,962万余円（令和3年度交付額）
貸付金（表3）	1,326万円（令和2年度末残高） 0円（令和3年度末残高）
事業の委託	10億5,940万余円（うち旧城北55万余円・令和2年度委託料） 11億4,494万余円（令和3年度委託料）
の 経常収益に占める都からの収益（表5）	経常収益55億余円のうち58億余円（95.8%）
関係 職員の派遣等	常勤職員55名を都から派遣 常勤役員1名及び常勤職員3名が都退職者
東京都政策連携団体等（注2）	都は団体を東京都政策連携団体に指定し、財政・事業運営の指導監督を行っている。
経営目標の達成状況に係る評価結果	令和2年度：B 令和3年度：B

（注1） 上記数値等は令和4年3月31日現在

（注2） 平成31年4月1日より、従来の「東京都監理団体」「その他報告を受ける団体（報告団体）」の基準・名称等の見直しが行われ、「東京都政策連携団体」又は「事業協力団体」として指定されている。

（表1） 出えん金（取崩し型） 残高						（単位：百万円）	
出えん金名 （基金名）	令和元年度末 残高	令和2年度		令和3年度		取崩し 残高	年度末 残高
	出えん 額	取崩し 額	年度末 残高	出えん 額	取崩し 額		
1 子供が輝く東京・応援事業 出えん金	1,652	-	1,537	-	46	1,490	
2 東京都出産応援事業出えん金				12,578	6,782	5,796	
合計	1,652	-	1,537	12,578	6,828	7,287	

（表2） 補助金の交付状況								（単位：千円）	
補助金名	根拠	補助対象 （補助率）	交付額			令和元年度	令和2年度	令和3年度	
			令和元年度	令和2年度	令和3年度				
1 東京都福祉保健財団に対する補助（一般運営費）	公益財団法人東京都福祉保健財団運営費補助金交付要綱	団体が定款に掲げる事業を行うために必要とする職員費その他の事務費等に要する経費 （補助率：10/10）	684,970	769,972	926,909				
2 福祉情報提供事業	公益財団法人東京都福祉保健財団運営費補助金交付要綱	福祉関連従事者等に対し団体が行う福祉関係の知識、技術の普及・向上事業に要する経費 （補助率：10/10）	20,201	19,792	20,471				
3 福祉情報総合ネットワーク事業	公益財団法人東京都福祉保健財団運営費補助金交付要綱	団体が行う福祉サービス提供事業者に関する情報等の収集及び提供システムの運営に要する経費 （補助率：10/10）	44,529	46,742	67,027				
4 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助事業	独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助費補助要綱	独立行政法人福祉医療機構から施設整備等に必要な資金を借り入れた社会福祉法人等に対し団体が行う利子補助事業に要する経費 （補助率：10/10）	821,452	764,950	721,828				

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
5 健康フ ァの活 用 事業	公益財団法人 東京都福祉保 健財団運営費 補助金交付要 綱	自主的な健康づくり、 区市町村が行う健康 づくり事業、福祉保健 医療に関する研修の 場として団体が行う 東京都健康フッパハ イジヤ」の活用事業に 要する経費 (補助率：10/10)	548,847	562,802	559,762
6 子供が輝く東 京・応援事業 補助金交付要 綱	子供が輝く東 京・応援事業 補助金交付要 綱	都のゆえん及び都民 等の寄附による基金 を活用して団体が行 う、NPO法人等によ る、結婚、子育て、学 び、就労までのフアイ スページに応じた取 組を支援する事業の 事務費に要する経費 (補助率：10/10)	24,246	16,924	21,049
7 城北労働・福 祉センター 運営費補 助	城北労働・福 祉センター運 営費補助金交 付要綱	山谷地域に居住する 日雇労働者に向けて 団体が行う生活総合 相談等福祉支援事業 に要する経費 (補助率：10/10)	289,212 (注)	287,934 (注)	190,215
8 福祉サー ビス第三 者評価シ ステム事 業	福祉サービス 第三者評価支 援事業費補助 要綱	東京都福祉サービス 評価推進機構として 団体が行う、評価機 関の認証・指導、評価 養成講習の実施、評価 結果の公表等に要す る経費 (補助率：10/10)	47,812	47,678	45,560
9 地域福祉 振興事業	地域福祉振興 事業補助要綱	地域社会において民 間団体等が行う社会 福祉サービスのうち 既存の公的制度や補 助事業では対象とさ れていない事業に対 して団体が行う助成 事業に要する経費 (補助率：10/10)	170,720	161,986	161,157

(注) 旧城北に交付されていた。

(表2) 補助金の交付状況

(単位：千円)

補助金名	根拠	補助対象 (補助率)	交付額		
			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
10 生活サポ ート特別 貸付フ ァローン 事業	生活サポ ート特別 貸付フ ァローン 事業補助金交 付要綱	社会福祉法人東京都 社会福祉協議会が行 う生活サポート特別 貸付事業により資金 貸付を受けた借受人 に対し団体が行う生 活・就労支援及び債 権管理に要する経費 (補助率：10/10)	39,738	6,396	6,738
11 とうき ょうユニ バーサ ルデザ インサ イレン サ	ユニバー サル デザインに 関する情 報サイ ト補助金 交付要 綱	団体が運営するユニ バーサルデザインや バリアフリー情報を 集約した情報サイ ト「とうきょうユニ バーサルデザインサ イレンサ」の運 営に要する経費 (補助率：10/10)	35,963	6,328	6,088
12 介護支 援専門 員実務 研修 (実務 研修)	介護支 援専門 員実務 研修事 業補助 金交付 要綱	介護保険法に基づ き指定研修実施機 関として団体が行 う介護支援専門員 実務研修に要する 経費 (補助率：10/10)	-	10,856	3,205
13 介護支 援専門 員養成 事業 (更新 研修)	介護支 援専門 員更新 研修事 業補助 金交付 要綱	介護保険法に基づ き指定研修実施機 関として団体が行 う介護支援専門員 更新研修に要する 経費 (補助率：10/10)	9,686	30,691	15,311
14 介護支 援専門 員養成 事業 (再 研修)	介護支 援専門 員再研 修事業 費補助 金交付 要綱	介護保険法に基づ き指定研修実施機 関として団体が行 う介護支援専門員 再研修に要する経 費 (補助率：10/10)	18,392	18,898	24,875
15 介護支 援専門 員現任 研修事 業(専 門1)	介護支 援専門 員現任 研修事 業補助 金交付 要綱	介護保険法に基づ き指定研修実施機 関として団体が行 う介護支援専門員 現任研修(専門研 修)に要する経費 (補助率：10/10)	13,337	13,161	16,513